

# 環境関連法規制等の動き 2013年1月 (2012.11.14～2012.12.17)

## 1. 法令情報

### 1-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

＜政令第298号＞(2012.12.12公布、同日施行)

事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB)の処分の期限が、現状の処理状況を判断して2016.7.15から2027.3.31まで延長されました。(国際条約であるストックホルム条約の期限は2028年)

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16073>

### 1-2-1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

＜政令第285号＞(2012.11.30公布、7件共12.4施行)

### 1-2-2. 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

＜経済産業・国土交通・環境省令第118号＞(2012.12.4公布)

### 1-2-3. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 ＜政令第286号＞(2012.11.30公布)

### 1-2-4. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 ＜国土交通省令第86号＞(2012.12.3公布)

### 1-2-5. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく軌道利便増進実施計画及び

道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令

＜内閣府・国土交通省令第3号＞(2012.12.3公布)

### 1-2-6. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために

誘導すべき基準を定める件 ＜経済産業・国土交通・環境省令第119号＞(2012.12.4公布)

### 1-2-7. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の規定により、低炭素建築物の床面積のうち通常の

建築物の床面積を超えることとなるものを定める件 ＜国土交通省令第1393号＞(2012.12.4公布)

本法(略称エコまち法)は、都市から多く発生しているCO<sub>2</sub>削減に向け、都市機能を集約していく計画を自治体が策定し推進することや、省エネ性能を持つ住宅・建築物の認定制度の創設等を定めています。

-1はその施行日、-2は法第3条で定められた国の基本方針、-3～-7はその施工細則が定められました。

-5は公共交通機関の整備の促進、-6～-7は市街化区域等内における低炭素建築物新築・増改築に係る認定制度の細目が定められました。

＜参考＞国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/eco-machi.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi.html)

### 1-3. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ

着実に推進するための基本的な方針 ＜環境省告示第162号＞(2012.11.15公表)

東北地方太平洋沖地震に伴う8,000Bq/kg以下の事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある特定産業廃棄物の支障の除去についての、基本的な方向、内容に関する事項、推進に際し配慮すべき重要事項について方針が定められました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15950>

### 1-4. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された

放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第32条第2号の規定による環境大臣の

確認の要件の一部を改正する告示 ＜環境省告示第164号＞(2012.11.30公布、同日施行)

題記法令では、放射性物質を含む廃棄物処理は、特定/一般産業廃棄物処理施設として管理し、環境大臣

の確認を受けた焼却施設のみが除外されると規定されていました。今回の改正で、これまで適用除外の対象となっていなかった廃棄物処理施設についても環境大臣の確認が受けられることになりました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16036>

#### 1-5-1. 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

〈経済産業省令第85号〉(2件共2012.11.26公布、同日施行)

#### 1-5-2. 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する

技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 〈経済産業省告示第258号〉

燃料電池自動車に水素を供給する水素スタンドに関する技術基準が、現状の40メガパスカル対応から82メガパスカル対応に改正されました。これにより、商業地域等の市街地にも建設することが可能となり、燃料電池自動車の航続距離の伸びや利便性の向上が期待されます。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121126001/20121126001.html>

#### 1-6. 一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令

〈経済産業省令第83号〉(2012.11.16公布、2012.11.18施行)

一般電気事業者(電力10社)の燃料消費数量の変動があった場合に、前回料金改定の認可を受けた事業者は、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる電気料金認可改定が認められ、査定プロセスが簡略化されました。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121116002/20121116002.html>

#### 1-7. 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件

〈環境省告示第165号〉(2012.11.30公布、同日施行)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律では、マルポール条約(船舶による汚染の防止のための国際条約)に沿って、船舶にばら積みして輸送する液体物質に係る規制等を設けています。

今回の改正では、船舶にばら積みして国際的に輸送可能な物質が7物質追加されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16033>

#### 1-8. インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない

呼吸用保護具を定める件 〈厚生労働省告示第579号〉(2012.12.3公布、2013.1.1施行)

液晶・半導体等に使用される題記レアメタル(2006年実績で300トン以上日本で使用)の製造・取り扱い時の保護具が定められました。

〈参考〉中央労働災害防止協会ホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-242-1-0.htm>

## 2. 一般情報

### 2-1. 2011年度の温室効果ガス排出量(速報値)について (2012.12.5 環境省)

題記速報値は、13.07億トンで、これは基準年(1990年度&1995年度)比3.6%の増加となっています。また、前年度の総排出量と比べると、火力発電の増加等によって、3.9%の増加となっています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16054>

## 2-2. 2011年度水質汚濁防止法等の施行状況について (2012. 12. 11環境省)

水質汚濁防止法上の特定事業場数は263, 175 [対前年度比△2%]、業種別上位は昨年同様、旅館業(25%)、自動車両洗浄施設(11%)、畜産農業(11%)で、排水日量が小規模な事業所が多いのが特徴です。法第22条に基づく立入検査/行政指導数は38, 882/7, 650件 [同△6%/△5%]、法第13条に基づく改善命令/一時停止件数は12件/0件 [同△25%/±0%]、法第31条に基づく排水基準違反は8件 [同△27%] でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16068>

## 2-3. 「化学物質ファクトシート2012年版」の公表について (2012. 12. 11環境省)

題記冊子及びホームページは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の対象となっている化学物質の情報についてまとめられたものです。

今回は、2011年度版の312物質の情報更新と、新たに40物質の情報が追加されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16081>

## 2-4. 「鉄スクラップの高度利用化実証事業」の実施について (2012. 12. 7環境省)

鉄スクラップの有効活用のために、国内初の実用化を目指して自動車用の構造用鋼板(高張力鋼)を電炉で試作し、その品質について検証を行う実証事業を、環境省で今年度から実施しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16065>

## 2-5. 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」について (2012. 11. 30環境省)

中央環境審議会会長から環境大臣に対して題記報告が答申されました。

自動車NOx・PM法に基づく施策は全体的に機能しており直ちに修正の必要ないものの、局地的にNO2・SPM未達成の地域への精力的な削減等を求めています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16024>

## 2-6. 小型家電の再資源化に関するロゴマークの決定について (2012. 12. 17環境省)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、小型家電の再資源化を行う認定事業者であることを示す「小型家電認定事業者マーク」並びに、小型家電の分別収集を行う市町村であることを示す「小型家電回収市町村マーク」が決定されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16107>

## 2-7. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集について (2012. 12. 10環境省)

2012. 5. 25施行の改正水質汚濁防止法施行令(平成24年政令第147号)により、トランス-1・2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1・4-ジオキサンが有害物質として追加されました。これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場を、題記法令の特定工場(公害防止管理者等の選任や水質測定、事故時の届出等の対象)に追加する政令案について、環境省では1. 9まで意見の募集を行っています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16077>

## 2-8. 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間報告)(案)」に対する意見の募集について (2012. 12. 12環境省)

建築物の解体現場等から発生、飛散する石綿の飛散防止対策の更なる強化を提言する題記報告案について、環境省では1. 10まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16094>

**2-9. 「今後の揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策の在り方について(報告)(案)」に**

**対する意見の募集について (2012.11.19 環境省)**

前回 2005 年の改正大気汚染防止法で目標とした VOC は目標を達成する見込みです。今回見直し時期に当たり、現在の VOC 排出抑制制度は継続しつつ、固定発生源から排出しする揮発性有機化合物の法廷検査回数を 1 回/年に半減する等の報告内容について、環境省では 12.18 まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15974>

**2-10. 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する**

**基本方針」(環境配慮契約法基本方針)の改定案に関する意見募集について (2012.12.7環境省)**

電気の供給を受ける契約、自動車の購入等に係る契約、産業廃棄物の処理に係る契約等を改定する題記改定案について、環境省では1.4まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16067>

以上